

令和2年度
集団指導資料
(障害児編・別冊)



令和3年3月
岡山市保健福祉局高齢福祉部
事業者指導課

目次

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 ※抜粋※ · · · · · 1

障害福祉サービス費等の報酬算定構造 ※抜粋※ · · · · · 48

※本資料の元データは、厚生労働省ホームページに掲載されている「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」に掲載されています。

U R L https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

※報酬改定の概要については、同省ホームページ「障害保健福祉関係会議資料」中の「令和3年3月12日:主管課長会議資料5-1」にも掲載されています。

U R L

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html

令和3年2月4日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方	4
第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容	7
1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項	
(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実	7
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進	7
(3) ピアサポートの専門性の評価	10
(4) 感染症や災害への対応力の強化	11
(5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し	12
(6) 医療連携体制加算の見直し	12
(7) 障害者虐待防止の更なる推進	14
(8) 身体拘束等の適正化	14
(9) 人員基準における両立支援への配慮等	16
(10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し	17
(11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し	18
(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのＩＣＴの活用	19
(13) 地域区分の見直し	21
(14) 補足給付の基準費用額の見直し	21
(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い	21
(16) 送迎加算の取扱い	21
2 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	22
(2) 重度訪問介護	23
(3) 同行援護	23
(4) 行動援護	24
(5) 重度障害者等包括支援	24
3 日中活動系サービス	
(1) 療養介護	25
(2) 生活介護	25
(3) 短期入所	28

4 施設系・居住支援系サービス	
(1) 施設入所支援	31
(2) 共同生活援助	34
(3) 自立生活援助	37
5 訓練系サービス	
(1) 自立訓練（機能訓練）	39
(2) 自立訓練（生活訓練）	39
6 就労系サービス	
(1) 就労系サービスにおける共通的事項	39
(2) 就労移行支援	41
(3) 就労定着支援	43
(4) 就労継続支援A型	45
(5) 就労継続支援B型	48
7 相談系サービス	
(1) 計画相談支援、障害児相談支援	51
(2) 地域移行支援	56
(3) 地域定着支援	56
8 障害児通所支援	
(1) 障害児通所支援における共通事項	56
(2) 児童発達支援	61
(3) 医療型児童発達支援	62
(4) 放課後等デイサービス	62
(5) 居宅訪問型児童発達支援	63
(6) 保育所等訪問支援	64
9 障害児入所支援	
(1) 障害児入所支援における共通事項	64
(2) 福祉型障害児入所施設	65
(3) 医療型障害児入所施設	68
第3 終わりに	70
別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	
[訪問系サービス]	72
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	77
療養介護サービス費	

生活介護サービス費	
短期入所サービス費	
[施設系・居住支援系サービス]	83
施設入所支援サービス費	
共同生活援助サービス費	
自立生活援助サービス費	
[訓練系サービス]	90
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
[就労系サービス]	92
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
就労定着支援サービス費	
[相談系サービス]	105
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	107
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
居宅訪問型児童発達支援給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	119
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 医療連携体制加算の見直しについて	127
別紙3 夜間支援等体制加算の見直しについて	130
別紙4 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	138
別紙5 就労移行支援体制加算の見直しについて	141
別紙6 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について	147
別紙7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について	151
別紙8 地域区分について	154

(2) 地域移行支援

- ① 地域移行実績の更なる評価（再掲）
- ② 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

(3) 地域定着支援

- ① 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ② 精神保健医療と福祉の連携の促進（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

8 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

- ① 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
 - ・ 前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準について、厚生労働科学研究において開発された見守り等のケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 医療連携体制加算の見直し（再掲）

- ③ 看護職員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
 - ・ 看護職員加配加算の算定要件について、上記①の医療的ケア児に係る判定基準を用いることとし、実態に即して以下のとおり見直す。

《看護職員加配加算の見直し》

[現 行]

- ① 看護職員加配加算（I）【看護職員1人分の加算】
 - ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所
 - ・ 現行の判定基準のスコアに該当する障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して1以上になること。
 - イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所
 - ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

- ※ 児童発達支援センター以外の場合、スコアが16点以上の障害児は2名としてカウントする。
- ② 看護職員加配加算（II）【看護職員2人分の加算】
- ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所
- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。
- イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所
- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。
- ③ 看護職員加配加算（III）【看護職員3人分の加算】
(主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所のみ)
- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。

[見直し後]

<主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所>

主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。

<主として重症心身障害児を通わせる事業所>

① 看護職員加配加算（I）【看護職員1人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

② 看護職員加配加算（II）【看護職員2人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。

- ④ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。）。

《看護職員の基準人員の取扱いの見直し》

医療的ケア児に医療的ケアを行う場合は看護職員を置くこととし、置いた場合は当該看護職員を児童指導員等の員数に含めることができる（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により

配置する看護職員を除く。)。

※ 児童発達支援センター(主として難聴児・重症心身障害児を通わせる場合を除く。)は、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

⑤ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

- NICU等から退院し在宅生活を始める時期から乳幼児期(特に0~2歳)の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことから、医療的ケアに係る判定基準等において医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の判定を行う際には、医師の判断を活用する。

⑥ 人員基準の見直し(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

- 専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみに人員基準を見直すこととする。(令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける)。

《人員基準の見直し》

[現 行]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。(放課後等デイサービスも同様。)

[見直し後]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。(放課後等デイサービスも同様。)

※ 令和3年3月31日時点で、指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける。

⑦ 家族支援の評価の充実(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

- ・ 家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件を見直す。
- ・ 事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能とするなどの見直しを行う。

《訪問支援特別加算の家庭連携加算への統合》

[現 行]

家庭連携加算（月2回を限度）

イ 1時間未満	187単位／回
ロ 1時間以上	280単位／回

訪問支援特別加算（月2回を限度）

イ 1時間未満	187単位／回
ロ 1時間以上	280単位／回

[見直し後]

家庭連携加算（月4回を限度）

イ 1時間未満	187単位／回
ロ 1時間以上	280単位／回

《事業所内相談支援加算の見直し》

[現 行]

事業所内相談支援加算（月1回を限度）	35単位／回
--------------------	--------

[見直し後]

事業所内相談支援加算（I、IIそれぞれ月1回を限度）

イ 事業所内相談支援加算（I）（個別）	100単位／回
ロ 事業所内相談支援加算（II）（グループ）	80単位／回

⑧ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（I）【新設】》

100単位／日

⑨ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- 虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（Ⅱ）【新設】》	125単位／日
-------------------	---------

⑩ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- 経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算を創設する。

※ 児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとする。

- 難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

《児童指導員等加配加算の見直し》

[現 行]

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合

児童指導員等加配加算（Ⅰ） 10単位～105単位／日

ロ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合

児童指導員等加配加算（Ⅰ） 36単位～418単位／日

児童指導員等加配加算（Ⅱ） 36単位～209単位／日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス（区分1）

児童指導員等加配加算（Ⅰ） 36単位～209単位／日

児童指導員等加配加算（Ⅱ）	36単位～209単位／日
□ 放課後等デイサービス（区分2）	
児童指導員等加配加算（Ⅰ）	36単位～209単位／日
ハ 放課後等デイサービス（重症心身障害児）	
児童指導員等加配加算（Ⅰ）	61単位～418単位／日

[見直し後]

1 児童発達支援	
イ 児童発達支援センターの場合	<u>11単位～93単位／日</u>
口 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合	<u>36単位～374単位／日</u>
2 放課後等デイサービス	
イ 放課後等デイサービス	<u>36単位～187単位／日</u>
口 放課後等デイサービス（重症心身障害児）	<u>60単位～374単位／日</u>

《専門的支援加算【新設】》

1 児童発達支援	
イ 児童発達支援センターの場合	<u>15単位～93単位／日</u>
口 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合	<u>49単位～374単位／日</u>
2 放課後等デイサービス	
イ 放課後等デイサービス	<u>75単位～187単位／日</u>
口 放課後等デイサービス（重症心身障害児）	<u>125単位～374単位／日</u>

(2) 児童発達支援

- ① 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定（一部再掲）
 - ・ 児童発達支援の基本報酬について、経営の実態等を勘案しつつ、事業所の定員規模別の報酬単価も含めて見直しを行う。
 - ・ 基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ③ 看護職員加配加算の見直し（再掲）
- ④ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（再掲）
- ⑤ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（再掲）

- ⑥ 人員基準の見直し（再掲）
- ⑦ 家族支援の評価の充実（再掲）
- ⑧ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）
- ⑨ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）
- ⑩ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（再掲）
- ⑪ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑫ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑭ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑮ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（3）医療型児童発達支援

- ① 家族支援の評価の充実（再掲）
- ② 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）
- ③ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）
- ④ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑧ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（4）放課後等デイサービス

- ① 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定（一部再掲）
 - ・ 平成30年度報酬改定において導入された指標該当児童の割合による基本報酬の区分について、指標該当児童を受け入れた場合でも、当該事業所における指標該当児童の割合が50%以上に達しない限り、基本報酬上の評価がされないなどの指摘を踏まえ、現行の区分1・区分2の報酬体系を廃止するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
 - ・ 基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 極端な短時間のサービス提供の取扱い

- ・ 極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しないこととする。
- ・ ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児については、この限りではない。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30分以下）のサービス

提供となった場合は、欠席時対応加算（Ⅱ）の算定を可能とする。

《欠席時対応加算（Ⅱ）【新設】》

94単位／回

③ 送迎加算の取扱い（再掲）

- ・ 平成30年度報酬改定において、引き続き検討する事項とされていた放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果（知的障害児の利用が多く、通所に当たっての安全面を十分に考慮することが必要である）を踏まえ、障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

④ 利用対象者の拡大の検討

- ・ 地方分権改革推進提案における放課後等デイサービスの利用対象者に専修学校等の通学者を加えるとの提案については、次期制度見直しに向けて検討することとし、今回の報酬改定において対応は行わない。

⑤ 医療連携体制加算の見直し（再掲）

⑥ 看護職員加配加算の見直し（再掲）

⑦ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（再掲）

⑧ 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（再掲）

⑨ 人員基準の見直し（再掲）

⑩ 家族支援の評価の充実（再掲）

⑪ 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）

⑫ 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）

⑬ 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（再掲）

⑭ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑮ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（5）居宅訪問型児童発達支援

① 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

② 身体拘束等の適正化（再掲）

③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（6）保育所等訪問支援

① 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

- ② 身体拘束等の適正化（再掲）
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

9 障害児入所支援

（1）障害児入所支援における共通事項

- ① 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理
 - ・ 重度障害児支援加算について、ケアの小規模化を進めることを前提とした施設要件とはなっていないことから、小規模グループケアに対応した施設要件となるように見直す。

《重度障害児支援加算の要件の見直し》

[現 行]

- ①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、
③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。

[見直し後]

- ①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、
③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。ただし、小規模グループケア加算を算定している場合は、①と②の基準を満たさなくても算定できるものとする。

※ ③の基準は、重度障害児者の火災時等の安全確保の観点から、小規模グループケアを実施する場合であっても満たすことを求めるとしている。

② ソーシャルワーカーの配置の評価

- ・ 地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に5年以上従事した経験を有する者）を専任で配置することを評価する加算を設ける。

《ソーシャルワーカー配置加算【新設】》

※主として知的障害児に対して指定入所支援を行った場合の例

- ・ 利用定員が 10人以下 159単位／日
- ・ 利用定員が 11人以上 20人以下 79単位／日

・ 利用定員が 21人以上 30人以下	53単位／日
・ 利用定員が 31人以上 40人以下	40単位／日
・ 利用定員が 41人以上 50人以下	32単位／日
・ 利用定員が 51人以上 60人以下	26単位／日
・ 利用定員が 61人以上 70人以下	23単位／日
・ 利用定員が 71人以上 80人以下	20単位／日
・ 利用定員が 81人以上 90人以下	18単位／日
・ 利用定員が 91人以上100人以下	16単位／日
・ 利用定員が101人以上110人以下	14単位／日
・ 利用定員が111人以上120人以下	13単位／日
・ 利用定員が121人以上130人以下	12単位／日
・ 利用定員が131人以上150人以下	11単位／日
・ 利用定員が151人以上160人以下	10単位／日
・ 利用定員が161人以上180人以下	9 単位／日
・ 利用定員が181人以上	8 単位／日

③ 自活訓練加算の見直し

- ・ 退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直す。

《自活訓練加算の見直し》

[現 行]

- ・ 実施時期 特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定。
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に6月間（180日）を1回（さらに継続の必要がある場合は2回）。
- ・ 実施場所 施設に隣接した借家等。

[見直し後]

- ・ 実施時期 高校入学から措置延長も考慮し、20歳までの間で柔軟に設定。
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に12月間（360日）の範囲内で柔軟に設定。
- ・ 実施場所 適切に支援を行うことが可能な範囲にある借家等。

（2）福祉型障害児入所施設

① 人員基準及び基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 主として知的障害児を入所させる施設、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直すとともに、基本報酬を見直す。

《人員基準の見直し》

[現 行]

○ 児童指導員及び保育士の総数

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)

- (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)

[見直し後]

○ 児童指導員及び保育士の総数

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)

- (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)

② 愛着形成に配慮した評価の見直し

- ・ 幼児期における愛着形成を図るための評価について、全国の0～5歳の入所児童数を踏まえ、全ての乳幼児が対象となるよう、幼児加算を見直す。

《愛着形成に配慮した評価の見直し》

[現 行]

幼児加算

78単位／日

※ 幼児である障害児（盲児又はろうあ児に限る。）が利用する場合に算定。

[見直し後]

乳幼児加算

78単位／日

※ 乳幼児である障害児が利用する場合に算定。

③ 小規模グループケアの推進

- ・ 障害児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）ことを可能とし、当該支援を行うことを評価するため、小規模グループケア加算を見直す。

《小規模グループケア加算の見直し》

[現 行] 小規模グループケア加算 240単位／日

[見直し後] 小規模グループケア加算 240単位／日

※ サテライト型として実施した場合 +308単位／日

④ 看護職員配置加算の見直し

- ・ 医療的ケア児を受け入れる体制を整備する観点から、看護職員配置加算（Ⅱ）の判定スコアについて、（1）①の医療的ケア児に係る新たな判定基準のスコアを用いることとともに、算定要件を見直す。

《看護職員配置加算（Ⅱ）の見直し》

[現 行]

現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

[見直し後]

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

⑤ 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理（再掲）

⑥ ソーシャルワーカーの配置の評価（再掲）

⑦ 自活訓練加算の見直し（再掲）

⑧ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑨ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑪ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

⑫ 補足給付の基準費用額の見直し（再掲）

(3) 医療型障害児入所施設

① 重度重複障害児加算の見直し

- ・ 主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設に入所している重症心身障害周辺児への支援の困難性を勘案し、当該施設での重度重複障害児加算について、複数（2以上）の障害を有する障害児を支援した場合にも評価できるよう算定要件を見直す。

《重度重複障害児加算の見直し》

[現 行]

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち3以上の障害を有する児童に支援を行う。

[見直し後]

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち2以上の障害を有する児童に支援を行う。

② 強度行動障害児の支援の評価

- ・ 強度行動障害児の支援について、医療的アプローチとともに、入所児童の発達保障の観点から環境調整をはじめとした福祉的アプローチの必要性があることから、福祉的支援の強化の観点より、強度行動障害児特別支援加算を医療型障害児入所施設においても算定できるように見直す。

《強度行動障害児特別支援加算【新設】》 781単位／日

※ 加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位／日

③ 小規模グループケアの推進

- ・ 医療型障害児入所施設における小規模グループケアの推進を図る観点から、小規模グループケア加算の算定要件を見直す（一定の要件を満たした場合に、台所・便所の設置を不要とすることを可能とする。）。

《小規模グループケア加算の算定要件の見直し》

[現 行]

設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用すること

ができる場合には設けないことができる。

[見直し後]

設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。(ただし、以下の(1)から(3)までに掲げる設備の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める場合、それぞれ当該設備を設けないことができる。)

- (1) 台所： 利用者の障害の特性から、小規模グループケアの単位内で調理することが困難であって、敷地内にある他の建物の設備で調理することが適當な場合
- (2) 浴室： 当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合
- (3) 便所： 利用者の障害の特性から、当該小規模グループケアの単位に設置する必要がない場合

- ④ 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理（再掲）
- ⑤ ソーシャルワーカーを配置することの評価（再掲）
- ⑥ 自活訓練加算の見直し（再掲）
- ⑦ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑧ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑪ 補足給付の基準費用額の見直し（再掲）

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

※抜粋※

見直し後

(2) 緊急時支援費(Ⅱ)	95 単位	(2) 緊急時支援費(Ⅱ)	94 単位
《障害児通所支援》			
第1 児童発達支援			
児童発達支援給付費（1日につき）			
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（口又はハに該当する場合を除く。）			
(1) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合			
(一) 利用定員30人以下の場合	3,086 単位		
(二) 利用定員31人以上40人以下の場合	3,005 単位		
(三) 利用定員41人以上50人以下の場合	2,930 単位		
(四) 利用定員51人以上60人以下の場合	2,859 単位		
(五) 利用定員61人以上70人以下の場合	2,830 単位		
(六) 利用定員71人以上80人以下の場合	2,804 単位		
(七) 利用定員81人以上の場合	2,778 単位		
(2) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合			
(一) 利用定員30人以下の場合	2,086 単位	(新設)	
(二) 利用定員31人以上40人以下の場合	2,005 単位		
(三) 利用定員41人以上50人以下の場合	1,930 単位		
(四) 利用定員51人以上60人以下の場合	1,859 単位		
(五) 利用定員61人以上70人以下の場合	1,830 単位		
(六) 利用定員71人以上80人以下の場合	1,804 単位		
(七) 利用定員81人以上の場合	1,778 単位		

(3) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合		(新設)
(一) 利用定員 30 人以下の場合	1,753 単位	
(二) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,672 単位	
(三) 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	1,597 単位	
(四) 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	1,526 単位	
(五) 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	1,497 単位	
(六) 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	1,471 単位	
(七) 利用定員 81 人以上の場合	1,445 単位	
(4) (1)から(3)まで以外の場合		
(一) 利用定員 30 人以下の場合	1,086 単位	(1) 利用定員が 30 人以下の場合 1,085 単位
(二) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,005 単位	(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,004 単位
(三) 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	930 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 929 単位
(四) 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	859 単位	(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 858 単位
(五) 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	830 単位	(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 829 単位
(六) 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	804 単位	(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 803 単位
(七) 利用定員 81 人以上の場合	778 単位	(7) 利用定員が 81 人以上の場合 777 単位
□ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合		□ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合
(1) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(新設)
(一) 利用定員 20 人以下の場合	3,384 単位	
(二) 利用定員 21 人以上 30 人以下の場合	3,191 単位	

(三) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	<u>3,075 単位</u>	
(四) 利用定員 41 人以上の場合	<u>2,975 単位</u>	
(2) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合		(新設)
(一) 利用定員 20 人以下の場合	<u>2,384 単位</u>	
(二) 利用定員 21 人以上 30 人以下の場合	<u>2,191 単位</u>	
(三) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	<u>2,075 単位</u>	
(四) 利用定員 41 人以上の場合	<u>1,975 単位</u>	
(3) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合		(新設)
(一) 利用定員 20 人以下の場合	<u>2,051 単位</u>	
(二) 利用定員 21 人以上 30 人以下の場合	<u>1,858 単位</u>	
(三) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	<u>1,742 単位</u>	
(四) 利用定員 41 人以上の場合	<u>1,642 単位</u>	
(4) (1)から(3)まで以外の場合		
(一) 利用定員 20 人以下の場合	<u>1,384 単位</u>	(1) 利用定員が 20 人以下の場合 <u>1,383 単位</u>
(二) 利用定員 21 人以上 30 人以下の場合	<u>1,191 単位</u>	(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 <u>1,190 単位</u>
(三) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	<u>1,075 単位</u>	(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 <u>1,074 単位</u>
(四) 利用定員 41 人以上の場合	<u>975 単位</u>	(4) 利用定員が 41 人以上の場合 <u>974 単位</u>
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合		ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員 15 人以下の場合	<u>1,331 単位</u>	(1) 利用定員が 15 人以下の場合	<u>1,330 単位</u>
(2) 利用定員 16 人以上 20 人以下の場合	<u>1,040 単位</u>	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	<u>1,039 単位</u>
(3) 利用定員 21 人以上の場合	<u>924 単位</u>	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>923 単位</u>
二 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（木に該当する場合を除く。）			
(1) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合			
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合			
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,885 単位</u>		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,613 単位</u>		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,486 単位</u>		
(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合			
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,885 単位</u>		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,613 単位</u>		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,486 単位</u>		
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合			
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,552 単位</u>		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,280 単位</u>		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,153 単位</u>		
(四) (一)から(三)まで以外の場合			
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>885 単位</u>	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>830 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>613 単位</u>	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>559 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>486 単位</u>	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>435 単位</u>

(2) (1)以外の場合		(2) (1)以外の場合	
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(新設)	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	2,754 単位		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	2,513 単位		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	2,404 単位		
(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合		(新設)	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	1,754 単位		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	1,513 単位		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	1,404 単位		
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合		(新設)	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	1,421 単位		
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	1,180 単位		
(c) 利用定員 21 人以上の場合	1,071 単位		
(四) (一)から(三)まで以外の場合			
(a) 利用定員 10 人以下の場合	754 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	706 単位
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	513 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	467 単位
(c) 利用定員 21 人以上の場合	404 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	361 単位
ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において 重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において 重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員 5 人の場合	2,098 単位	(1) 利用定員が 5 人の場合	2,096 単位
(2) 利用定員 6 人の場合	1,757 単位	(2) 利用定員が 6 人の場合	1,755 単位
(3) 利用定員 7 人の場合	1,511 単位	(3) 利用定員が 7 人の場合	1,509 単位

(4) 利用定員 8 人の場合	<u>1,326 単位</u>	(4) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,325 単位</u>
(5) 利用定員 9 人の場合	<u>1,184 単位</u>	(5) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,183 単位</u>
(6) 利用定員 10 人の場合	<u>1,069 単位</u>	(6) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,068 単位</u>
(7) 利用定員 11 人以上の場合	<u>837 単位</u>	(7) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>836 単位</u>
ヘ 共生型児童発達支援給付費	<u>591 単位</u>	ヘ 共生型児童発達支援給付費	<u>562 単位</u>
ト 基準該当児童発達支援給付費		ト 基準該当児童発達支援給付費	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	<u>701 単位</u>	(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	<u>667 単位</u>
(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	<u>591 単位</u>	(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	<u>562 単位</u>

別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）

医療的ケア判定スコア	基本 スコ ア	見守りス コア		
		高	中	低
① 人工呼吸器（NPPV、ネザルハイフロー、ハーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）	10	2	1	0
② 気管切開	8	2	0	
③ 鼻咽頭エアウェイ	5	1	0	
④ 酸素療法	8	1	0	
⑤ 吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1	0
⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3	0	
⑦ 経管栄養	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2	0
	経鼻胃管、胃瘻	8	2	0
	持続経管注入ポンプ使用	3	1	0

⑧ 中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2	0
⑨ その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1	0
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1	0
⑩ 血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3	0	
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1	0
⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2	0
⑫ 排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5	0	
	持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1	0
⑬ 排便管理	消化管ストーマ	5	1	0
	利用時間中の摘便、洗腸	5	0	
	利用時間中の浣腸	3	0	
⑭ 痉攣時の管理	坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2	0

<注意事項>

- 1) 人工呼吸器の見守りスコアについては、人工呼吸器回路が外れた場合、自発呼吸がないために直ちに対応する必要がある場合は「高」2点、直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合は「中」1点、それ以外の場合は「低」0点と分類する。
- 2) 人工呼吸器と気管切開の両方に該当する場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。
- 3) ⑩血糖測定、⑫排尿管理、⑬排便管理については、細項目のいずれか一つ

を選択する。

- 4) インスリン持続皮下注射ポンプと埋め込み式血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。

第2 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援給付費（1日につき）

- イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 389 単位
- ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 501 単位
- ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 338 単位
- ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 450 単位

第3 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス給付費（1日につき）

- イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1（3時間以上）

(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合

- (a) 利用定員10人以下の場合 2,604 単位
- (b) 利用定員11人以上20人以下の場合 2,402 単位

第2 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援給付費（1日につき）

- イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 388 単位
- ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 500 単位
- ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 337 単位
- ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 449 単位

第3 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス給付費（1日につき）

- イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

（新設）

(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,302 単位</u>	
(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合		(新設)
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,604 単位</u>	
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,402 単位</u>	
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,302 単位</u>	
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合		(新設)
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,271 単位</u>	
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,069 単位</u>	
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>969 単位</u>	
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(新設)
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>604 単位</u>	
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>402 単位</u>	
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>302 単位</u>	
(削る)		(1) <u>区分 1 の 1</u>
		(一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>660 単位</u>
		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>443 単位</u>
		(三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>333 単位</u>
(削る)		(2) <u>区分 1 の 2</u>
		(一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>649 単位</u>
		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>433 単位</u>
		(三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>326 単位</u>
(2) <u>区分 2 (3 時間未満)</u>		(新設)
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,591 単位</u>	

(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,393 単位</u>	
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,295 単位</u>	
(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）の場合		
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,591 単位</u>	
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,393 単位</u>	
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,295 単位</u>	
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）の場合		(新設)
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,258 単位</u>	
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,060 単位</u>	
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>962 単位</u>	
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(新設)
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>591 単位</u>	
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>393 単位</u>	
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>295 単位</u>	
(削る)		
(削る)		
口 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ		

サービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）			
(1) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合		(新設)	
(一) 利用定員10人以下の場合	2,721単位		
(二) 利用定員11人以上20人以下の場合	2,480単位		
(三) 利用定員21人以上の場合	2,372単位		
(2) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合		(新設)	
(一) 利用定員10人以下の場合	1,721単位		
(二) 利用定員11人以上20人以下の場合	1,480単位		
(三) 利用定員21人以上の場合	1,372単位		
(3) 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合		(新設)	
(一) 利用定員10人以下の場合	1,388単位		
(二) 利用定員11人以上20人以下の場合	1,147単位		
(三) 利用定員21人以上の場合	1,039単位		
(4) (1)から(3)まで以外の場合		(新設)	
(一) 利用定員10人以下の場合	721単位		
(二) 利用定員11人以上20人以下の場合	480単位		
(三) 利用定員21人以上の場合	372単位		
(削る)		(1) 区分1	
		(一) 利用定員が10人以下の場合	792単位
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	532単位
		(三) 利用定員が21人以上の場合	412単位
(削る)		(2) 区分2	
		(一) 利用定員が10人以下の場合	730単位
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	486単位

		<u>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</u>	<u>376 単位</u>
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>1,756 単位</u>	(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>1,754 単位</u>
(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,467 単位</u>	(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,466 単位</u>
(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,263 単位</u>	(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,262 単位</u>
(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,108 単位</u>	(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,107 単位</u>
(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>989 単位</u>	(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>988 単位</u>
(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>893 単位</u>	(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>892 単位</u>
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>686 単位</u>	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>685 単位</u>
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>2,038 単位</u>	(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>2,036 単位</u>
(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,706 単位</u>	(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,704 単位</u>
(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,466 単位</u>	(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,465 単位</u>
(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,288 単位</u>	(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,287 単位</u>
(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,150 単位</u>	(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,149 単位</u>
(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,039 単位</u>	(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,038 単位</u>
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>810 単位</u>	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>809 単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費		ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>	(1) 授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>	(2) 休業日に行う場合	<u>554 単位</u>

木 基準該当放課後等デイサービス給付費		木 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)		(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>529 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>533 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>652 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>658 単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)		(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>554 単位</u>
第4 居宅訪問型児童発達支援		第4 居宅訪問型児童発達支援	
居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき）	<u>1,035 単位</u>	居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき）	<u>991 単位</u>
第5 保育所等訪問支援		第5 保育所等訪問支援	
保育所等訪問支援給付費（1日につき）	<u>1,035 単位</u>	保育所等訪問支援給付費（1日につき）	<u>991 単位</u>
《障害児入所支援》			
第1 福祉型障害児入所施設		第1 福祉型障害児入所施設	
福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）		福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単 独施設であるとき	<u>941 単位</u>	(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単 独施設であるとき	<u>897 単位</u>
(2) 入所定員が10人の場合		(2) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	

	<u>823 単位</u>		<u>784 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,697 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,617 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>941 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>897 単位</u>
(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>654 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>623 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,090 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,039 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>863 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>822 単位</u>
(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>823 単位</u>	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>784 単位</u>
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>688 単位</u>	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>655 単位</u>
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>614 単位</u>	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>585 単位</u>
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>590 単位</u>	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>562 単位</u>
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>568 単位</u>	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>541 単位</u>
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>545 単位</u>	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>519 単位</u>
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>526 単位</u>	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>501 単位</u>
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>504 単位</u>	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>480 単位</u>
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>501 単位</u>	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>477 単位</u>
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>499 単位</u>	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>475 単位</u>
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>496 単位</u>	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>472 単位</u>
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>493 単位</u>	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>469 単位</u>
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>490 単位</u>	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>466 単位</u>
(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>485 単位</u>	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>462 単位</u>
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>481 単位</u>	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>458 単位</u>
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>477 単位</u>	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>454 単位</u>

(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>473 単位</u>	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>450 単位</u>
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>470 単位</u>	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>447 単位</u>
□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。 以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。 以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>831 単位</u>	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>792 単位</u>
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>759 単位</u>	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>723 単位</u>
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>721 単位</u>	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>687 単位</u>
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>689 単位</u>	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>656 単位</u>
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>657 単位</u>	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>626 単位</u>
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>626 単位</u>	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>596 単位</u>
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援 を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援 を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,225 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>971 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>891 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>766 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>971 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>891 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>766 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,870 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,608 単位</u>

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>971 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>682 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>586 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,337 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,150 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>885 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>761 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>633 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>544 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,122 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>965 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>885 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>761 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>567 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>487 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,005 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>864 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>736 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>533 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>856 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>736 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>736 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>754 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>648 単位</u>

(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>701 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>603 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>615 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>529 単位</u>
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>593 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>510 単位</u>
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>572 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>492 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>550 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>473 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>531 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>456 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>510 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>438 単位</u>
二　主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		二　主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,225 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,857 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,597 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	

	<u>683 単位</u>		<u>587 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,326 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,141 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>636 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>547 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,120 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>963 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>563 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>484 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>949 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>816 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>851 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>536 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>461 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>851 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>732 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>851 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>750 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>645 単位</u>
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>698 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>600 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>612 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>526 単位</u>
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>590 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>507 単位</u>

(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>570 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>490 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>548 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>471 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>528 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>454 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>509 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>437 単位</u>
木 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		木 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>753 単位</u>	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>752 単位</u>
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>739 単位</u>	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>738 単位</u>
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>724 単位</u>	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>723 単位</u>
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>708 単位</u>	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>707 単位</u>
第 2 医療型障害児入所施設			
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）			
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>352 単位</u>	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>351 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>175 単位</u>	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>174 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>914 単位</u>	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>913 単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>420 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>419 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>384 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>383 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>352 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>351 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>319 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>318 単位</u>

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>206 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>205 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>190 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>189 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>175 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>174 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>160 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>159 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,101 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,100 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,003 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,002 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>914 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>913 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>825 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>824 単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）		ハ 指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>127 単位</u>	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>126 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>890 単位</u>	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>889 単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>153 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>152 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>139 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>138 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>127 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>126 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>115 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>114 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,077 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,076 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>979 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>978 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>890 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>889 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>801 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>800 単位</u>

医療連携体制加算の見直しについて

見直し後	現行
(短期入所)	
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	125 单位
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (4時間未満)	
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	960 单位
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	600 单位
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	480 单位
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (4時間以上)	
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	1,600 单位
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	960 单位
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	800 单位
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (8時間以上、高度な医ケア)	
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	2,000 单位
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	1,500 单位
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人	1,000 单位
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	500 单位
チ 医療連携体制加算(Ⅷ)	100 单位
リ 医療連携体制加算(Ⅸ)	39 单位
(削る)	
(削る)	
(重度障害者等包括支援)	
イ 短期入所を提供する場合	
(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	32 单位
(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	63 单位
(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	125 单位
(短期入所)	
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	600 单位
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	300 单位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	500 单位
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	100 单位
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	39 单位
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	1,000 单位
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	500 单位
(重度障害者等包括支援)	
イ 短期入所を提供する場合	
(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	600 单位
(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	300 单位
(新設)	

(4) 医療連携体制加算(IV) (4時間未満)		(新設)
(一) 看護職員が看護を行う利用者が1人	960単位	
(二) 看護職員が看護を行う利用者が2人	600単位	
(三) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	480単位	
(5) 医療連携体制加算(V) (4時間以上)		(新設)
(一) 看護職員が看護を行う利用者が1人	1,600単位	
(二) 看護職員が看護を行う利用者が2人	960単位	
(三) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	800単位	
(6) 医療連携体制加算(VI) (8時間以上、高度な医ケア)		(新設)
(一) 看護職員が看護を行う利用者が1人	2,000単位	
(二) 看護職員が看護を行う利用者が2人	1,500単位	
(三) 看護職員が看護を行う利用者が3人	1,000単位	
(7) 医療連携体制加算(VII)	500単位	
(8) 医療連携体制加算(VIII)	100単位	
(削る)		
(削る)		
□ 共同生活援助を提供する場合		
(1) 医療連携体制加算(I)	32単位	
(2) 医療連携体制加算(II)	63単位	
(3) 医療連携体制加算(III)	125単位	
(4) 医療連携体制加算(IV)		
(一) 看護職員が看護を行う利用者が1人	800単位	
(二) 看護職員が看護を行う利用者が2人	500卖位	
(三) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400卖位	
(5) 医療連携体制加算(V)	500卖位	
(6) 医療連携体制加算(VI)	100卖位	
(自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援)		
イ 医療連携体制加算(I)	32卖位	
ロ 医療連携体制加算(II)	63卖位	
ハ 医療連携体制加算(III)	125卖位	
ニ 医療連携体制加算(IV)		
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	800卖位	
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	500卖位	
(3) 医療連携体制加算(III)	500卖位	
(4) 医療連携体制加算(IV)	100卖位	
(自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援)		
イ 医療連携体制加算(I)	500卖位	
ロ 医療連携体制加算(II)	250卖位	
(新設)		
(新設)		

(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400 単位	八 医療連携体制加算(Ⅲ)	500 単位
木 医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位	二 医療連携体制加算(Ⅳ)	100 単位
へ 医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位		
(共同生活援助)			
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	500 単位
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63 单位	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	250 単位
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	125 单位	(新設)	
二 医療連携体制加算(Ⅳ)		(新設)	
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	800 単位		
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	500 単位		
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400 単位		
木 医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位	八 医療連携体制加算(Ⅲ)	500 単位
へ 医療連携体制加算(Ⅵ)	100 单位	二 医療連携体制加算(Ⅳ)	100 単位
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	39 单位	木 医療連携体制加算(Ⅴ)	39 単位
(児童発達支援、放課後等デイサービス)			
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	32 单位	(児童発達支援、放課後等デイサービス)	
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63 单位	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	500 単位
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	125 单位	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	250 単位
二 医療連携体制加算(Ⅳ) (4時間未満)		(新設)	
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	800 単位	(新設)	
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	500 単位		
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400 単位		
木 医療連携体制加算(Ⅴ) (4時間以上)	1,600 単位		
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	960 単位	八 医療連携体制加算(Ⅲ)	500 単位
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	800 単位	二 医療連携体制加算(Ⅳ)	100 単位
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	500 単位	木 医療連携体制加算(Ⅴ)	1,000 単位
へ 医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位	へ 医療連携体制加算(Ⅵ)	500 単位
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)			
(削る)			
(削る)			

□ (II) 所定単位数 × 1.6%	□ (II) 所定単位数 × 1.6%
<児童発達支援>	<児童発達支援>
イ (I) 所定単位数 × 1.3%	イ (I) 所定単位数 × 2.5%
□ (II) 所定単位数 × 1.0%	□ (II) 所定単位数 × 2.2%
<医療型児童発達支援>	<医療型児童発達支援>
イ (I) 所定単位数 × 1.3%	イ (I) 所定単位数 × 9.2%
□ (II) 所定単位数 × 1.0%	□ (II) 所定単位数 × 8.2%
<放課後等デイサービス>	<放課後等デイサービス>
イ (I) 所定単位数 × 1.3%	イ (I) 所定単位数 × 0.7%
□ (II) 所定単位数 × 1.0%	□ (II) 所定単位数 × 0.5%
<居宅訪問型児童発達支援>	<居宅訪問型児童発達支援>
所定単位数 × 1.1%	所定単位数 × 5.1%
<保育所等訪問支援>	<保育所等訪問支援>
所定単位数 × 1.1%	所定単位数 × 5.1%
<福祉型障害児入所施設>	<福祉型障害児入所施設>
イ (I) 所定単位数 × 4.3%	イ (I) 所定単位数 × 5.5%
□ (II) 所定単位数 × 3.9%	□ (II) 所定単位数 × 5.0%
<医療型障害児入所施設>	<医療型障害児入所施設>
イ (I) 所定単位数 × 4.3%	イ (I) 所定単位数 × 3.0%
□ (II) 所定単位数 × 3.9%	□ (II) 所定単位数 × 2.7%

福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について

見直し後		現行			
<居宅介護>		<居宅介護>			
イ (I) 所定単位数	×	27.4%	イ (I) 所定単位数	×	30.2%
ロ (II) 所定単位数	×	20.0%	ロ (II) 所定単位数	×	22.0%
ハ (III) 所定単位数	×	11.1%	ハ (III) 所定単位数	×	12.2%
<重度訪問介護>		<重度訪問介護>			
イ (I) 所定単位数	×	20.0%	イ (I) 所定単位数	×	19.1%
ロ (II) 所定単位数	×	14.6%	ロ (II) 所定単位数	×	13.9%
ハ (III) 所定単位数	×	8.1%	ハ (III) 所定単位数	×	7.7%
<同行援護>		<同行援護>			
イ (I) 所定単位数	×	27.4%	イ (I) 所定単位数	×	30.2%
ロ (II) 所定単位数	×	20.0%	ロ (II) 所定単位数	×	22.0%
ハ (III) 所定単位数	×	11.1%	ハ (III) 所定単位数	×	12.2%
<行動援護>		<行動援護>			
イ (I) 所定単位数	×	23.9%	イ (I) 所定単位数	×	25.0%
ロ (II) 所定単位数	×	17.5%	ロ (II) 所定単位数	×	18.2%
ハ (III) 所定単位数	×	9.7%	ハ (III) 所定単位数	×	10.1%
<療養介護>		<療養介護>			
イ (I) 所定単位数	×	6.4%	イ (I) 所定単位数	×	3.5%
ロ (II) 所定単位数	×	4.7%	ロ (II) 所定単位数	×	2.5%
ハ (III) 所定単位数	×	2.6%	ハ (III) 所定単位数	×	1.4%

<生活介護>		<生活介護>			
イ (I) 所定単位数	×	4.4%	イ (I) 所定単位数	×	4.2%
ロ (II) 所定単位数	×	3.2%	ロ (II) 所定単位数	×	3.1%
ハ (III) 所定単位数	×	1.8%	ハ (III) 所定単位数	×	1.7%
<短期入所>		<短期入所>			
イ (I) 所定単位数	×	8.6%	イ (I) 所定単位数	×	6.9%
ロ (II) 所定単位数	×	6.3%	ロ (II) 所定単位数	×	5.0%
ハ (III) 所定単位数	×	3.5%	ハ (III) 所定単位数	×	2.8%
<重度障害者等包括支援>		<重度障害者等包括支援>			
イ (I) 所定単位数	×	8.9%	イ (I) 所定単位数	×	2.5%
ロ (II) 所定単位数	×	6.5%	ロ (II) 所定単位数	×	1.8%
ハ (III) 所定単位数	×	3.6%	ハ (III) 所定単位数	×	1.0%
<施設入所支援>		<施設入所支援>			
イ (I) 所定単位数	×	8.6%	イ (I) 所定単位数	×	6.9%
ロ (II) 所定単位数	×	6.3%	ロ (II) 所定単位数	×	5.0%
ハ (III) 所定単位数	×	3.5%	ハ (III) 所定単位数	×	2.8%
<自立訓練（機能訓練）>		<自立訓練（機能訓練）>			
イ (I) 所定単位数	×	6.7%	イ (I) 所定単位数	×	5.7%
ロ (II) 所定単位数	×	4.9%	ロ (II) 所定単位数	×	4.1%
ハ (III) 所定単位数	×	2.7%	ハ (III) 所定単位数	×	2.3%
<自立訓練（生活訓練）>		<自立訓練（生活訓練）>			
イ (I) 所定単位数	×	6.7%	イ (I) 所定単位数	×	5.7%
ロ (II) 所定単位数	×	4.9%	ロ (II) 所定単位数	×	4.1%
ハ (III) 所定単位数	×	2.7%	ハ (III) 所定単位数	×	2.3%
<就労移行支援>		<就労移行支援>			
イ (I) 所定単位数	×	6.4%	イ (I) 所定単位数	×	6.7%
ロ (II) 所定単位数	×	4.7%	ロ (II) 所定単位数	×	4.9%
ハ (III) 所定単位数	×	2.6%	ハ (III) 所定単位数	×	2.7%

<就労継続支援A型>	<就労継続支援A型>
イ (I) 所定単位数 × 5.7%	イ (I) 所定単位数 × 5.4%
ロ (II) 所定単位数 × 4.1%	ロ (II) 所定単位数 × 4.0%
ハ (III) 所定単位数 × 2.3%	ハ (III) 所定単位数 × 2.2%
<就労継続支援B型>	<就労継続支援B型>
イ (I) 所定単位数 × 5.4%	イ (I) 所定単位数 × 5.2%
ロ (II) 所定単位数 × 4.0%	ロ (II) 所定単位数 × 3.8%
ハ (III) 所定単位数 × 2.2%	ハ (III) 所定単位数 × 2.1%
<共同生活援助（指定共同生活援助）>	<共同生活援助（指定共同生活援助）>
イ (I) 所定単位数 × 8.6%	イ (I) 所定単位数 × 7.4%
ロ (II) 所定単位数 × 6.3%	ロ (II) 所定単位数 × 5.4%
ハ (III) 所定単位数 × 3.5%	ハ (III) 所定単位数 × 3.0%
<共同生活援助（日中サービス支援型）>	<共同生活援助（日中サービス支援型）>
イ (I) 所定単位数 × 8.6%	イ (I) 所定単位数 × 7.4%
ロ (II) 所定単位数 × 6.3%	ロ (II) 所定単位数 × 5.4%
ハ (III) 所定単位数 × 3.5%	ハ (III) 所定単位数 × 3.0%
<共同生活援助（外部サービス利用型）>	<共同生活援助（外部サービス利用型）>
イ (I) 所定単位数 × 15.0%	イ (I) 所定単位数 × 17.0%
ロ (II) 所定単位数 × 11.0%	ロ (II) 所定単位数 × 12.4%
ハ (III) 所定単位数 × 6.1%	ハ (III) 所定単位数 × 6.9%
<児童発達支援>	<児童発達支援>
イ (I) 所定単位数 × 8.1%	イ (I) 所定単位数 × 7.6%
ロ (II) 所定単位数 × 5.9%	ロ (II) 所定単位数 × 5.6%
ハ (III) 所定単位数 × 3.3%	ハ (III) 所定単位数 × 3.1%
<医療型児童発達支援>	<医療型児童発達支援>
イ (I) 所定単位数 × 12.6%	イ (I) 所定単位数 × 14.6%
ロ (II) 所定単位数 × 9.2%	ロ (II) 所定単位数 × 10.6%
ハ (III) 所定単位数 × 5.1%	ハ (III) 所定単位数 × 5.9%

<放課後等デイサービス>	<放課後等デイサービス>
イ (I) 所定単位数 × 8.4%	イ (I) 所定単位数 × 8.1%
ロ (II) 所定単位数 × 6.1%	ロ (II) 所定単位数 × 5.9%
ハ (III) 所定単位数 × 3.4%	ハ (III) 所定単位数 × 3.3%
<居宅訪問型児童発達支援>	<居宅訪問型児童発達支援>
イ (I) 所定単位数 × 8.1%	イ (I) 所定単位数 × 7.9%
ロ (II) 所定単位数 × 5.9%	ロ (II) 所定単位数 × 5.8%
ハ (III) 所定単位数 × 3.3%	ハ (III) 所定単位数 × 3.2%
<保育所等訪問支援>	<保育所等訪問支援>
イ (I) 所定単位数 × 8.1%	イ (I) 所定単位数 × 7.9%
ロ (II) 所定単位数 × 5.9%	ロ (II) 所定単位数 × 5.8%
ハ (III) 所定単位数 × 3.3%	ハ (III) 所定単位数 × 3.2%
<福祉型障害児入所施設>	<福祉型障害児入所施設>
イ (I) 所定単位数 × 9.9%	イ (I) 所定単位数 × 6.2%
ロ (II) 所定単位数 × 7.2%	ロ (II) 所定単位数 × 4.5%
ハ (III) 所定単位数 × 4.0%	ハ (III) 所定単位数 × 2.5%
<医療型障害児入所施設>	<医療型障害児入所施設>
イ (I) 所定単位数 × 7.9%	イ (I) 所定単位数 × 3.5%
ロ (II) 所定単位数 × 5.8%	ロ (II) 所定単位数 × 2.5%
ハ (III) 所定単位数 × 3.2%	ハ (III) 所定単位数 × 1.4%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について

見直し後			現行		
<居宅介護>			<居宅介護>		
イ (I) 所定単位数	×	7.0%	イ (I) 所定単位数	×	7.4%
ロ (II) 所定単位数	×	5.5%	ロ (II) 所定単位数	×	5.8%
<重度訪問介護>			<重度訪問介護>		
イ (I) 所定単位数	×	7.0%	イ (I) 所定単位数	×	4.5%
ロ (II) 所定単位数	×	5.5%	ロ (II) 所定単位数	×	3.6%
<同行援護>			<同行援護>		
イ (I) 所定単位数	×	7.0%	イ (I) 所定単位数	×	14.8%
ロ (II) 所定単位数	×	5.5%	ロ (II) 所定単位数	×	11.5%
<行動援護>			<行動援護>		
イ (I) 所定単位数	×	7.0%	イ (I) 所定単位数	×	6.9%
ロ (II) 所定単位数	×	5.5%	ロ (II) 所定単位数	×	5.7%
<療養介護>			<療養介護>		
イ (I) 所定単位数	×	2.1%	イ (I) 所定単位数	×	2.5%
ロ (II) 所定単位数	×	1.9%	ロ (II) 所定単位数	×	2.3%
<生活介護>			<生活介護>		
イ (I) 所定単位数	×	1.4%	イ (I) 所定単位数	×	1.4%
ロ (II) 所定単位数	×	1.3%	ロ (II) 所定単位数	×	1.3%
<短期入所>			<短期入所>		
所定単位数	×	2.1%	所定単位数	×	1.9%

<重度障害者等包括支援>	所定単位数	×	<u>6.1%</u>	<重度障害者等包括支援>	所定単位数	×	<u>1.5%</u>
<施設入所支援>	所定単位数	×	<u>2.1%</u>	<施設入所支援>	所定単位数	×	<u>1.9%</u>
<自立訓練（機能訓練）>				<自立訓練（機能訓練）>			
イ（I） 所定単位数	×		<u>4.0%</u>	イ（I） 所定単位数	×		<u>5.0%</u>
ロ（II） 所定単位数	×		<u>3.6%</u>	ロ（II） 所定単位数	×		<u>4.5%</u>
<自立訓練（生活訓練）>				<自立訓練（生活訓練）>			
イ（I） 所定単位数	×		<u>4.0%</u>	イ（I） 所定単位数	×		<u>3.9%</u>
ロ（II） 所定単位数	×		<u>3.6%</u>	ロ（II） 所定単位数	×		<u>3.4%</u>
<就労移行支援>				<就労移行支援>			
イ（I） 所定単位数	×		<u>1.7%</u>	イ（I） 所定単位数	×		<u>2.0%</u>
ロ（II） 所定単位数	×		<u>1.5%</u>	ロ（II） 所定単位数	×		<u>1.7%</u>
<就労継続支援A型>				<就労継続支援A型>			
イ（I） 所定単位数	×		<u>1.7%</u>	イ（I） 所定単位数	×		<u>0.4%</u>
ロ（II） 所定単位数	×		<u>1.5%</u>	ロ（II） 所定単位数	×		<u>0.4%</u>
<就労継続支援B型>				<就労継続支援B型>			
イ（I） 所定単位数	×		<u>1.7%</u>	イ（I） 所定単位数	×		<u>2.0%</u>
ロ（II） 所定単位数	×		<u>1.5%</u>	ロ（II） 所定単位数	×		<u>1.7%</u>
<共同生活援助（指定共同生活援助）>				<共同生活援助（指定共同生活援助）>			
イ（I） 所定単位数	×		<u>1.9%</u>	イ（I） 所定単位数	×		<u>1.8%</u>
ロ（II） 所定単位数	×		<u>1.6%</u>	ロ（II） 所定単位数	×		<u>1.5%</u>
<共同生活援助（日中サービス支援型）>				<共同生活援助（日中サービス支援型）>			
イ（I） 所定単位数	×		<u>1.9%</u>	イ（I） 所定単位数	×		<u>1.8%</u>
ロ（II） 所定単位数	×		<u>1.6%</u>	ロ（II） 所定単位数	×		<u>1.5%</u>
<共同生活援助（外部サービス利用型）>				<共同生活援助（外部サービス利用型）>			
イ（I） 所定単位数	×		<u>1.9%</u>	イ（I） 所定単位数	×		<u>2.0%</u>